

Ⅱ 技本会会則の改正

会 則	改 正 案	理 由
(事務所) 第4条 本会の通信連絡事務所を小林松男宅に、会計事務所を榎原伸一宅に置く。 (会 員) 第5条 本会の会員は、原則として、保安庁技術研究所、防衛庁技術研究所、防衛庁技術研究本部、防衛省技術研究本部（以下「技術研究本部」という。）に在職した者または在職中の者で、本会の目的に賛同して入会を希望する者とする。 2 会員のうち 77 歳未満の会員を一般会員、77 歳以上の会員を名誉会員と称する。 (役員の選任) 第7条 会長は、原則として、技術研究本部長の職にあった者の中から役員会の推薦により、総会で承認する。 2 副会長は、原則として、副本部長、技術開発官、研究所長の職にあった者の中から会長の推薦により、総会で承認する。 3 理事および監事は、会員の中から会長が推薦し、総会で承認する。	(事務所) 第4条 本会の通信連絡事務所を小林松男宅に、会計事務所を榎原伸一宅に置く。 (会 員) 第5条 本会の会員は、原則として、防衛庁技術研究本部、防衛省技術研究本部、<i>防衛装備庁、各研究所・センター、試験場等</i>に在職した者または在職中の者で、本会の目的に賛同して入会を希望する者とする。 2 会員のうち 77 歳未満の会員を一般会員、77 歳以上の会員を名誉会員と称する。 (役員の選任) 第7条 会長は、原則として、技術研究本部長、<i>防衛装備庁長官、防衛技監</i>の職にあった者の中から役員会の推薦により、総会で承認する。 2 副会長は、原則として、副本部長、技術開発官、研究所長、<i>装備官</i>の職にあった者の中から会長の推薦により、総会で承認する。 3 理事および監事は、会員の中から会長が推薦し、総会で承認する。	技術研究本部が解消し、防衛装備庁に改編されたため
付則 1 会則は、平成27年6月27日から施行する。	付則 <i>付則</i> <i>1 会則は、平成28年6月23日から施行する。</i>	付則の追加